

緊急防災・減災事業債の期間延長及び一層の充実を求める意見書

近年、全国的に頻発・激甚化している地震、台風や局地的豪雨等の自然災害は、各地で家屋の倒壊、河川の決壊や氾濫、道路の寸断や橋梁の崩壊など甚大かつ深刻な被害をもたらしており、地方自治体におけるさらなる防災・減災対策が喫緊の課題となっています。

地方自治体の庁舎は、平常時は住民の日常生活に密接に関係する行政機能の場ですが、発災時には、多くの部分が災害対応拠点として使用されることになります。

本市では、昭和41年に建設した本庁舎の老朽化が進み、耐震化も困難なことから、現在、新庁舎の整備に向けた基本計画を策定し、基本設計に着手したところであり、令和8年度からの建設工事、令和10年度の完成及び供用開始を予定しております。

庁舎の建て替えに活用できる財源として、平成28年の熊本地震後に設けられた市町村役場機能緊急保全事業債がありましたが、同事業債は、令和2年度をもって終了となったことから、現在は、令和3年度から令和7年度までの国の防災・減災等のための5か年加速化対策の地方財政措置として設けられた緊急防災・減災事業債を活用することを念頭に置いております。

しかしながら、緊急防災・減災事業債は、令和7年度までの時限措置とされているため、現時点では活用が不可能で、市町村役場機能緊急保全事業債と比較しても対象が限られていることから、必要となる財源を確保する上で大きな課題に直面しております。

よって、国におかれましては、次の事項について所要の措置を講じられるよう強く要望いたします。

記

- 1 緊急防災・減災事業債は、令和7年度までの時限措置とされているが、地方自治体にとって極めて重要な財源であることから、令和8年度以降も継続するとともに、安定的な制度運用を図るため、恒久的な制度とすること。
- 2 地域の実情に応じて、起債対象事業のさらなる拡大及び要件緩和並びに交付税措置率の引上げによる財源措置の強化など一層の制度拡充を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和6年12月12日

北海道江別市議会

提 出 先

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

財務大臣

国土交通大臣

防災担当大臣